

平成19年6月7日

## 平成19年度学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日時 平成19年5月17日（木）10：45～12：15
- 場所 エル・パーク仙台 5階 セミナーホール
- 講演者 （社）全国消費生活相談員協会常任理事 菅 美千世
- 参加人員 123名

### 1 講演内容の概要について

#### 講演テーマ 「身近な安全・安心の確保」

- (1) 消費者問題の推移
- (2) 「安全」を考える
  - ・ 消費生活用製品安全法について
  - ・ 最近の製品事故等について
  - ・ 常日頃の心構えのあり方
- (3) 「安心」を考える
  - ・ 高齢者を狙う悪質商法
  - ・ 高齢者の見守り制度について
- (4) クーリング・オフ制度について
- (5) 断る勇気を持つ

### 2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q：先日、スーパーで購入した惣菜に髪の毛が混入していたので、店長に原因等についての報告を求めたが、結局、納得のいく回答が得られずうやむやになり、泣き寝入りをするはめになった。

このような些細なことでも、消費生活センター等に相談してもよいのか。

A：もちろんセンターでも受け付けるが、このような食品への異物混入の場合は保健所に通報するとよい。保健所から事業者に対し、然るべき対応がとられる。

センターでも保健所でも、事業者に対し事情などを照会する時は、文書での回答を求めるため、そのままうやむやにされるということはない。些細なことでも相談してほしい。

Q：電話でのしつこい勧誘に困っている。1日に5回くらいかかってくることもあるが、なにかよい方法はないか。

A：「いりません」とはっきり断ることが重要。「今、家の者がいない」とか「忙しい」というような断り方だと、「いつならば都合がよいのか」としつこく勧誘されることになる。

特定商取引法では、電話勧誘における「再勧誘」を禁止しているのですが、断ったにも関わらずしつこく勧誘してくる場合には「再勧誘は禁止されてますよね？」と言うとよい。

また、NTTにおいて、迷惑電話お断りサービスというものがあり、勧誘電話がかかってきた直後に116にダイヤルし、「直前にかかってきた電話は、今後、取り次がないでください。」と要望することもできる。

宮城県環境生活部生活・文化課 消費生活班

(注)この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。